



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
8月28日
第4478号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課)	1
道路区域の変更(道路課)	3
道路の供用開始(道路課)	3
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課)	3
県営土地改良事業に係る換地計画決定公告(耕地課)	4
県営土地改良事業に係る換地計画変更公告(耕地課)	4
指定管理者公募公告(都市計画課、流域政策局)	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	10
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	10
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告(東近江)	10
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部)	11
土地改良区定款変更認可公告(東近江)	12

告 示

滋賀県告示第349号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 伊吹山北部鳥獣保護区

- (1) 名称 伊吹山北部鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 435ヘクタール
- (4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、南部に隣接して伊吹山鳥獣保護区および伊吹山鳥獣保護区特別保護地区が設定されており、また、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく琵琶湖国定公園の第3種特別地域が設定されるなど、伊吹山一帯は自然豊かな区域である。このため、鳥獣の休息の場および繁殖の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 湖南市雨山鳥獣保護区

- (1) 名称 湖南市雨山鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 120ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、生活環境保全林である臥龍の森が所在し、周囲の山林には多種にわたる鳥類が生息しており、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した区域である。このため、鳥獣の休息の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 新旭町菅沼鳥獣保護区

(1) 名称 新旭町菅沼鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 33ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、菅沼が所在し、また、琵琶湖と隣接しているため多数の野鳥が生息および休息している。このため、野鳥と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した地域であり、鳥獣の休息の場および繁殖の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 長浜市横山鳥獣保護区

(1) 名称 長浜市横山鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 443ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、横山の山すそから水田が広がる区域であり、周囲の山林には多種にわたる鳥類が生息しているなど、野生鳥獣と身近にふれあい、それらの保護思想を普及啓発するのに適した地域である。このため、鳥獣の休息の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

5 余呉町鳥獣保護区

(1) 名称 余呉町鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 954ヘクタール

(4) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、横山岳から三国岳に連なる稜線の西斜面に位置し、奥川並川の源流部の森林地帯である。この森林地帯は、多くの鳥獣が生息する自然環境に恵まれた区域であり、鳥獣の休息の場および繁殖の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年8月28日から平成30年9月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	彦根近江八幡線	彦根市外町字外町231番6地先から 彦根市外町字外町229番1地先まで	変更後	最小 18.4m く 最大 36.8m	21.0m	土地区画整理事業(交差点拡幅)に伴う道路区域の変更 国道8号重用 延長L=10.8m
			変更前	最小 18.4m く 最大 37.2m		

滋賀県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年8月28日から平成30年9月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道306号	犬上郡多賀町大字久徳字西ノ川原192番8地先から 犬上郡多賀町大字久徳字西ノ川原196番1地先まで	平成30.8.28	L=16.8m
彦根近江八幡線	彦根市外町字外町231番6地先から 彦根市外町字外町229番1地先まで	平成30.8.28	L=21.0m

公 告

国土調査の成果の認証公告

野洲市小南IV地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 野洲市
- 2 調査を行った時期 平成24年7月から平成26年3月まで
- 3 成果の名称 野洲市小南IV地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 野洲市小南IV地区

5 認証年月日 平成30年8月21日

国土調査の成果の認証公告

東近江市五個荘新堂町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成27年6月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市(五個荘新堂町の一部)の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市五個荘新堂町の一部
- 5 認証年月日 平成30年8月21日

国土調査の成果の認証公告

長浜市西浅井町山田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成6年8月から平成30年2月まで
- 3 成果の名称 長浜市西浅井町山田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市西浅井町山田の一部
- 5 認証年月日 平成30年8月21日

県営土地改良事業に係る換地計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営相谷地区土地改良事業の施行に伴う(相谷工区)換地計画を平成30年8月10日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営相谷地区(相谷工区)換地計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 平成30年8月28日から平成30年9月27日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成30年10月12日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業に係る換地計画変更公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、県営三津屋地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を平成30年8月10日に変更したので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営三津屋地区変更換地計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 平成30年8月28日から平成30年9月27日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成30年10月12日までに審査請求をすることができる。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならび

に尾花川公園に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 大津市木戸、大津市和邇南浜ほか、大津市衣川ほか、大津市下阪本町ほか、大津市真野谷口町および大津市尾花川

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
- (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
- (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県庁新館5階 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 平成30年9月7日(金)午後2時から、滋賀県庁新館7階大会議室において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 草津市北山田町ほか、草津市志那町ほか、守山市木浜町ほかおよび野洲市吉川

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務

- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県庁新館5階 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4281
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 平成30年9月7日(金)午後2時から、滋賀県庁新館7階大会議室において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。以下「都市公園」という。)
 - (2) 所在地 東近江市栗見新田町ほか、彦根市新海町ほか、彦根市柳川町ほか、彦根市三津屋町ほか、彦根市大藪町ほか、彦根市松原町ほか、長浜市鐘紡町ほかおよび長浜市大浜町ほか
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
 - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館5階 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 平成30年9月7日(金)午後2時から、滋賀県庁新館7階大会議室において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 大津市瀬田南大萱町

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
- (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
- (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館5階 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 平成30年9月7日(金)午後2時から、滋賀県庁新館7階大会議室において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 守山市水保町ほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
- (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
- (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館5階 滋賀県土木交通部都市計画課公園緑地室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 平成30年9月7日(金)午後2時から、滋賀県庁新館7階大会議室において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く。以下同じ。)
- (2) 所在地 大津市浜大津五丁目地先
- (3) 設置施設とその目的

- ア 船舶(大型船および中型船)の係留施設
- イ 船舶利用者のためのターミナル
- ウ 多様な用途のための緑地等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務

- (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務
 - (3) 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (4) 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (5) 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (6) 公共港湾施設(知事が指定する施設を除く。)の維持管理に関する業務
 - (7) その他知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が大津港公共港湾施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が大津港公共港湾施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送し、または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。
 - (2) 受付場所 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4161
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所および滋賀県ホームページ
- 7 その他 詳細は募集要項による。

指定管理者公募公告

大津港公共港湾施設(マリーナ施設に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
- (1) 名称 大津港公共港湾施設(マリーナ施設に限る。以下「大津港マリーナ施設」という。)
 - (2) 所在地 大津市浜大津五丁目地先
 - (3) 設置施設とその目的 船舶(プレジャーボート)の係留保管施設
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。)第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務
 - (3) 条例第10条の規定による許可の取消し(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (4) 条例第15条の規定による補修の命令(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (5) 条例第16条の規定による報告の徴収(目的外使用に係るものを除く。)に関する業務
 - (6) 大津港マリーナ施設の維持管理に関する業務
 - (7) その他知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が大津港マリーナ施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が大津港マリーナ施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 平成30年9月27日(木)および平成30年9月28日(金)の午前8時30分から午後5時15

分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送し、または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、平成30年9月28日(金)午後5時必着とする。

- (2) 受付場所 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4161

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 平成30年8月28日(火)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所および滋賀県ホームページ

7 その他 詳細は募集要項による。

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

大津市が平成30年8月28日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

大津市が平成30年8月28日に変更した大津湖南都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

大津市が平成30年8月28日に変更した大津湖南都市計画高度地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

甲賀市が平成30年8月28日に変更した甲賀都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 甲賀市水口町水口6200

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、尻無北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年8月28日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 田 順 一 郎	東近江市尻無町898番地
〃	松 井 良 夫	同 所914番地
〃	川 越 慶 次 郎	同 所837番地4
〃	奥 野 茂 治	同 所838番地
〃	中 村 庄 助	同 所811番地
〃	山 田 林 治	同 所572番地
〃	松 井 善 太 郎	同 所829番地
〃	村 田 建 治	同 所135番地1
〃	藤 澤 修	同 所890番地
〃	日 永 円 四 郎	同 所860番地1
〃	谷 口 重 隆	同 所827番地
〃	奥 野 明	同 所925番地
監 事	藤 川 万 嗣	同 所136番地
〃	松 林 市 弥	同 所816番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、佐川土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年8月28日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 中 田 住 久

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	岡 本 新 次	大津市真野佐川町11-9
〃	岡 本 政 雄	同 所7-6
〃	北 林 一 夫	同 所9-18
〃	北 林 清 和	同 所6-7
〃	杵 本 喜 一	同 所7-10
〃	高 間 駒 藏	同 所7-2
〃	高 間 敏 次	同 所7-28
〃	高 間 義 久	同 所8-37
〃	瀧 本 昌 幸	同 所10-13
〃	安 井 善 次	同 所7-20
監 事	高 間 一 與	同 所7-23
〃	南 橋 久 男	同 所9-5

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	岡 本 新 次	大津市真野佐川町11-9
〃	岡 本 政 雄	同 所7-6
〃	北 林 一 夫	同 所9-18
〃	北 林 清 和	同 所6-7
〃	杉 本 喜 代 一	同 所7-10
〃	高 間 駒 藏	同 所7-2
〃	高 間 敏 次	同 所7-28
〃	高 間 義 久	同 所8-37
〃	瀧 本 昌 幸	同 所10-13

”	安井善次	同	所7-20
監事	高間一與	同	所7-23
”	南橋久男	同	所9-5

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小脇土地改良区の定款の変更は、平成30年8月20日に認可した。

平成30年8月28日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫